

## 内閣官房行政改革推進本部事務局の取組方針 (令和5年4月10日内閣官房行政改革推進本部事務局)

- 行政事業レビューにおけるEBPMの実践
  - ・ 政策の立案・改善や予算編成プロセスといった**意思決定プロセス**で予算事業で実施されている**行政事業レビュー**を活用する。
  - ・ 各府省において、**レビューシート全体の品質管理を進めていく**。
  - ・ 各府省は、重点フォローアップ対象事業の改善結果と、府省内で選定・表彰した優良事業改善事例を、EBPM推進委員会に報告する。
  - ・ **より発展的な効果検証を設計・実施**し、その結果を事業の改善に効果的に活用するなど、**事業の効果を追求する取組を行うことを推奨**する。
- 行政事業レビュー以外の政策プロセス（規制の立案・評価・見直し、税制改正プロセスにおける税制当局への説明や各種計画・施策パッケージ等の立案・見直し）においても、EBPMの手法を活用する。
- **ロジックモデル**は、政策課題とその現状に対し、政策手段から目的までの「経路」を端的に図示化するものであり、政策形成・ブラッシュアップ、対外的なコミュニケーション、モニタリング・効果検証に有用であることから、**政策の立案・実施・見直しの各段階において活用することを推奨**する。

## 厚生労働省における令和5年度の取組方針

各種政策プロセス（政策の立案・評価・見直し）においてEBPMを実践し、より効果的な政策の立案・改善に努める。特に、**予算事業については行政事業レビューシート及びロジックモデルを活用**する。

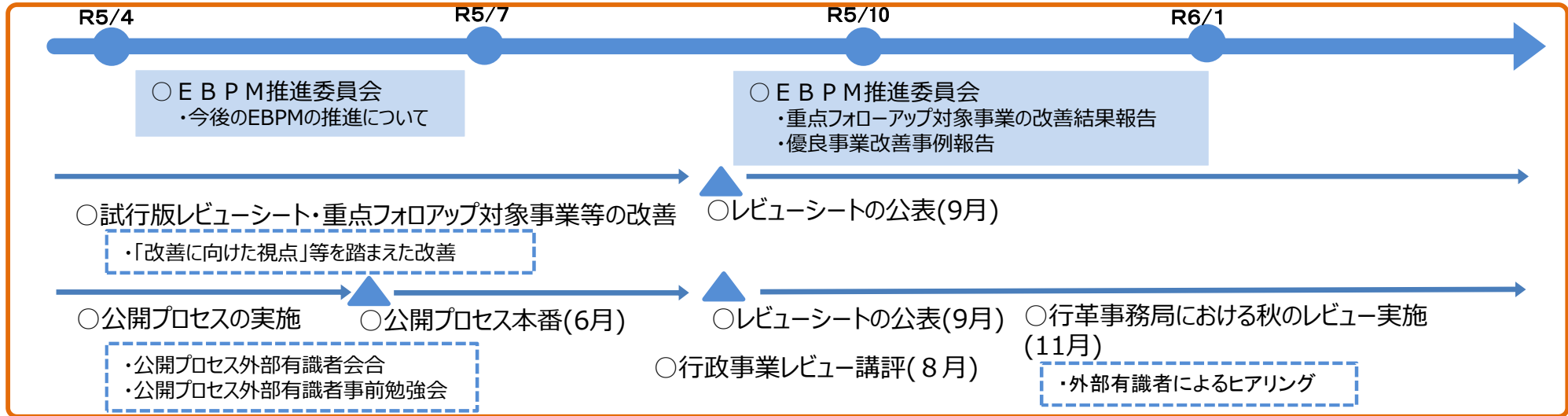
- 行政事業レビューシートを活用したEBPMの実践を行う。
  - ・ **試行版レビューシート、重点フォローアップ対象事業等について、レビューシート全体の品質管理**を行い、令和4年秋のレビュー等から得られた示唆、問題意識に基づく「改善に向けた視点」等を参考としつつ、改善を図る。
  - ・ 行政事業レビューの中から、優良事業改善事例を選定・表彰する。
  - ・ 上記の取組について、EBPM推進委員会に報告する。
- 行政事業レビュー以外の政策プロセス（規制、税制改正プロセス等）についても、行革事務局の取組方針に沿って対応する。
- **令和6年度概算要求プロセスにおいて**、レビューシートを活用するとともに、より発展的なEBPMの実践を行うため、**①新規事業、②モデル事業、③大幅見直し事業**のうち、一定の選定基準（※）に該当する事業（ただし、除外基準に該当する事業を除く。）、**④部局単位で①～③に該当する事業が1つもない場合は、新規事業（新規事業がない場合は既存事業）のうち最も要求額が大きい事業**について、**ロジックモデルを作成し、活用**する。このうち一部を公表。
- 過年度のEBPM実践事業については、ロジックモデル等の内容を更新するなどして取組を継続する。  
**※ 一定の選定基準(今後、EBPMの実践等を通じて、毎年度見直しを行う予定)**

	事業	概要
①	新規事業	新規に予算要求する事業であり、要求額が <b>1億円以上</b> の事業
②	モデル事業	本格的な事業展開に先立って、規模や対象を限って一定の手法を実践することなどを通じ、有効性を検証する事業 ただし、過年度にEBPMの実践対象となった事業を除く。
③	大幅見直し事業	対前年度予算額 <b>50%以上</b> 増加する事業であって、かつ、増加分の差額が <b>1億円以上</b> の事業
④	①に該当しない新規事業 又は ③に該当しない既存事業	<b>※ 部局単位で①～③に該当する事業が1つもない場合</b> ①以外の新規事業(新規事業がない場合は③以外の既存事業)のうち、最も要求額が大きい事業(部局単位) なお、本欄は財務省主計局への概算要求提出時まで適用する。

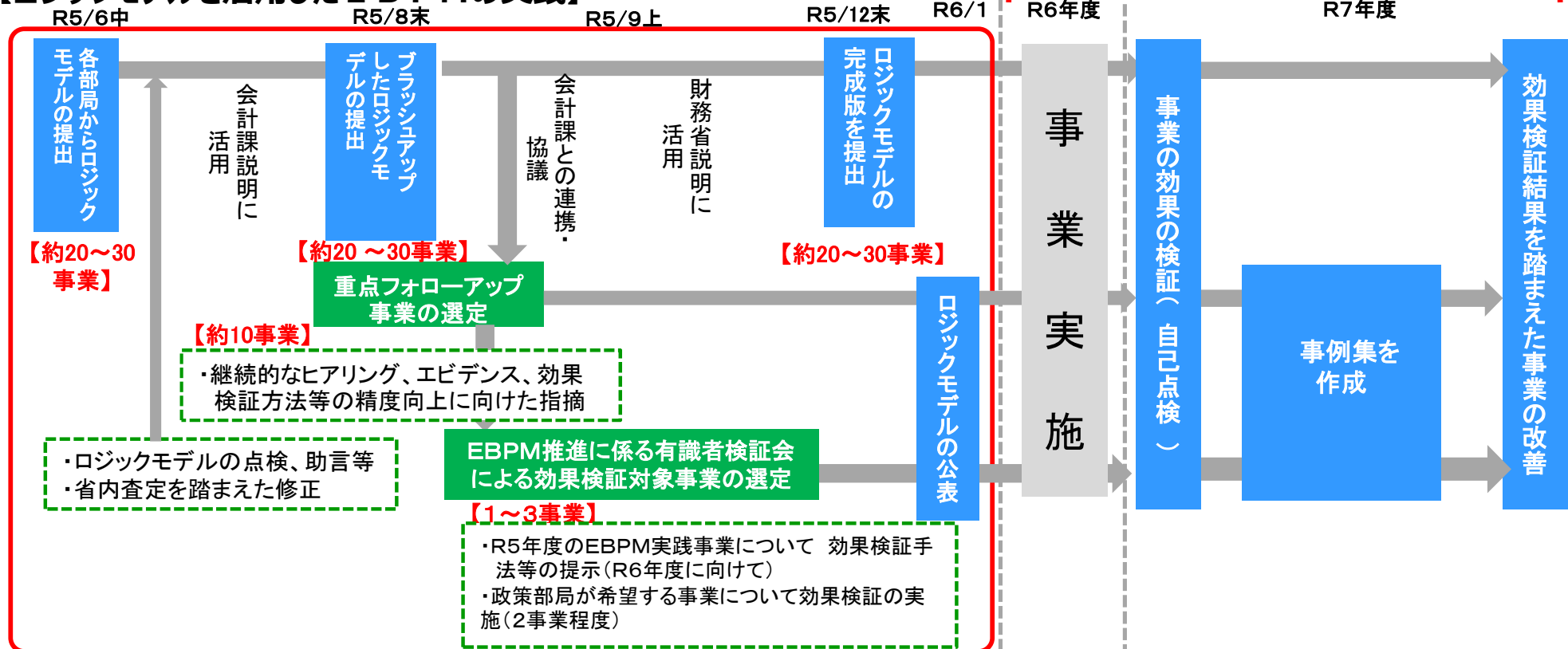
注 年度途中で補正予算対応となった事業についても、令和6年度に事業を継続する場合は、引き続き本年度の実践事業とする。

# 令和5年度EBPMの実践のスケジュール

## 【行政事業レビューシートを活用したEBPMの実践】



## 【ロジックモデルを活用したEBPMの実践】



注 E B P M推進に係る有識者検証会を開催し、E B P Mの実践状況の検証を行う。